

鹿屋市立西原小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

最も有効ないじめ防止対策は、児童一人一人が達成感や有用感を味わいながら、充実した日々を送ることができるようにすることである。学校及び職員は、まず第一に児童がいきいきと希望をもって学校生活を送れるように最大限の努力をする必要がある。その上で、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動、児童会活動等の特別活動、学校行事、学級の時間等を利用し、児童自らがいじめ問題について主体的に考え、議論する活動を推進する。

イ いじめの早期発見のための措置

○ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的で全校的な調査を年3回実施するとともに、毎月または、担任が必要と認めたときにすぐに実施できる調査や意見箱の設置等のその他の措置を講ずる。

また、日常的に児童の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図り、変化を見逃さないようにする。特にけんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、見えないところでの被害を確実に把握する。その上で児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか判断する。

○ いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。

○ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

○ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

○ スクールカウンセラーやマイフレンド相談員、市教育委員会指導主事等を積極的に活用した研修会を実施する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○ 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、学年主任、学校評議員、スクールガード、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員、医師、警察官 OB など

<活動>

- アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- いじめ事案に対する対応に関すること。・・・

<開催>

- 学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
※ スクールゾーン委員会前後で第1回目を設定の予定

イ いじめに対する措置

- いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかにかつ組織的に事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、その情報を直ちに全教職員で共有し、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの未然防止及び再発を防止するための取組に関すること。

鹿屋市立西原小学校いじめ防止基本方針【全体計画・組織】

学校教育目標

豊かな心を持ち、進んで学び、心身ともにたくましく生きる西原の子どもを育成する

家庭・地域との連携

- PTA ○民生委員
- スクールガードリーダー
- 各公民館長
- 各育成会(子ども会)長
- 子ども110番の家
- スポーツ少年団

関係機関との連携

- 鹿屋市教育委員会
- 近隣の幼稚園、保育園、小、中学校
- 鹿屋警察署・中央交番
- SSW・SC等
- 児童相談所

【いじめ対策委員会】(年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である)

- 目的 全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さない(見過ごさない)」という土壌を作る。
- 組織 管理職、生徒指導主任、学年主任、関係学級担任
- 構成 養護教諭、その他必要に応じて関係者及び外部専門家

○教育活動の重点

豊かな人間関係の中で、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。特に、その中核となる道徳の授業の充実についての重要性を全職員で共通理解する。
- ③ 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④ いじめの早期発見のために、アンケートや毎日の日記の確認など、様々な方策を講じる。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

○児童生徒の主體的な活動

学級活動や児童会活動、特別活動や学校行事等を通して、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を進める。

- 「朝のボランティア活動」
- 「児童会活動」
- 「運動会での応援団活動」
- 「修学旅行」
- 「集団宿泊学習」
- 「PTA奉仕作業への参加」など

【いじめの防止】★いじめを生まない土壌づくり

- 教職員の取組… 教育活動全体を通じ、全ての児童へ「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。また、分かりやすい授業を心掛け、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるようにする。
- 児童の取組… いじめを許さないという心と、集団としての問題解決ができる力を育てる。
- 保護者の取組… 家庭でも「いじめは決して許されない」ということを児童に言い聞かせ、手本となる言動に努める。

【いじめの早期発見】★児童の変化を敏感に察知

- 教職員の取組… 「いじめほどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。適時、いじめや友人関係についてアンケートを実施し、一人一人の実態をつかむ。けんかやふざげ合いでも、背景にある事情を調べ、被害の有無を確実に把握する。特に、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか判断する。
- 児童の取組… 傍観することもいじめることと同じであること、勇気を出して訴えることの大切さについて考える。
- 保護者の取組… 児童が発する変化のサインに気付いた時は、親身になって児童の気持ちに寄り添うとともに、早急に学校に相談する。

【いじめに対する措置】★問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応

- 教職員の取組… 学級担任だけで抱え込まず、学校長以下、全ての職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめの問題解決にあたる。家庭との連携を密にし、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭からの情報を集め、指導に生かす。
- 児童の取組… いじめられたことを教師や保護者になかなか話すことができない状況であれば、「いのちの電話」等の相談窓口も利用する。
- 保護者の取組… いじめられている児童の心の傷を癒すため(いじめた側になった場合も)、一番話しやすい相手(担任、養護教諭、SC等)に相談する。

○生徒指導体制

- ・「月例報告」(毎月末)
- ・「生徒指導連絡会」(週に2回)

○相談体制

- ・「市教委」「SSW」「SC」「第一鹿屋中」等との連携を深めるようにする。
- ・「教育相談(面談)」での保護者からの相談に真摯に応え、必要に応じて全職員で情報を共通理解する。

○職員研修の重点

- ・道徳の時間を主として、全教育活動において「思いやり」の心を育成する。
- ・「学校楽しいーと」等のアンケートを実施し活用する。
- ・各学級から「生徒指導上気になる児童」を挙げてもらい、共通理解する。
- ・人権同和教育研修との関連を図る。
- ・ネットいじめ、情報モラル等に関する理解を向上させる。
- ・SCを活用したカウンセリング研修を行い、教職員の資質向上を図る。

○啓発資料の活用

- ・職員研修や初任研で「いじめ対策必携」を積極的に活用する。
- ・校内研修の資料として啓発資料を活用する。

【年間計画】

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修	
4	きまりよい生活をしよう	・ 年間及び1学期の活動計画の検討 ・ 生徒指導月例報告	・ 前年度の「心のアンケート」をもとにした実態把握	・ 「いじめ問題を考える週間」の実施		・ 各教科における指導計画の確認 ・ 情報教育全体計画に沿った年間を通しての指導	・ 学級PTA ・ 家庭訪問	・ 学校基本方針の確認 ・ 「気になる児童」の共通理解	
5	礼儀正しくしよう	・ 生徒指導月例報告	(学校) ・ 「心のアンケート」の実施と集計・分析→面談		児童代表・保健委員会	・ 情報教育全体計画に沿った年間を通しての指導			
6	安全に気をつけよう	・ 生徒指導月例報告	(学校) ・ 「学校楽しいと」の実施と集計・分析→面談 ・ 「SNSチェックシート」の実施と集計・分析→面談	・ 道徳(共通主題「思いやり」)	児童代表・保健委員会	・ 情報教育全体計画に沿った年間を通しての指導 ・ 携帯・ネット利用実態調査	・ 教育相談		
7	1学期のしめくくりをしよう	・ 生徒指導月例報告 ・ 生徒指導委員会 ・ 1学期の活動計画の反省 ・ 実態に基づいた対応策の検討				・ 情報教育全体計画に沿った年間を通しての指導	・ 学級PTA ・ 夏季休業中の全保護者対象の特設教育相談		
8		・ 生徒指導月例報告				・ 携帯・ネット利用実態調査まとめ	・ 教育相談	・ 生徒指導事例研修 ・ 情報モラル研修	
9	きびきびした生活をしよう	・ 2学期の活動計画の検討 ・ 生徒指導月例報告	(学校) ・ 「心のアンケート」の実施と集計・分析→面談	・ 「いじめ問題を考える週間」の実施 ・ 授業参観での道徳授業の実施	児童代表・保健委員会	・ 情報教育全体計画に沿った年間を通しての指導	・ 学級PTA ・ 教育相談		
10	たくさんの本を読もう	・ 生徒指導月例報告			いじめ防止標語作成	・ 情報教育全体計画に沿った年間を通しての指導	・ 教育相談	・ 人権同和教育研修	
11	友達と仲良くしよう	・ 生徒指導月例報告	(学校) ・ 「学校楽しいと」の実施と集計・分析→面談	・ 県民週間での道徳授業の実施 ・ 人権教室	児童代表・保健委員会	・ 全体指導(児童向け) ・ 啓発研修会(保護者向け) ・ 情報教育全体計画に沿った年間を通しての指導	・ 教育相談		
12	2学期のしめくくりをしよう	・ 生徒指導月例報告 ・ 生徒指導委員会 ・ 2学期の活動計画の反省 ・ 実態に基づいた対応策の検討		各教科・道徳・特別活動では、基本方針をもとに、「いじめ防止に関わる内容」と捉えられるものは、重点的に指導する。また、相互の関連性を考慮することで、指導が継続的に、より効果的に行えるようにする。		・ 情報教育全体計画に沿った年間を通しての指導	・ 学級PTA ・ 教育相談		
1	学校をきれいにしよう	・ 3学期の活動計画の検討 ・ 生徒指導月例報告				・ 情報教育全体計画に沿った年間を通しての指導	・ 教育相談		
2	ものを大切にしよう	・ 生徒指導月例報告	(学校) ・ 「学校楽しいと」の実施と集計の分析→面談			児童代表・保健委員会	・ 情報教育全体計画に沿った年間を通しての指導	・ 教育相談	
3	1年間のしめくくりをしよう	・ 生徒指導月例報告 ・ 生徒指導委員会 ・ 3学期及び年間の活動計画の反省 ・ 実態に基づいた対応策の検討 ・ 次年度活動計画案作成	(学校) ・ 「心のアンケート」の実施と集計・分析→面談				・ 情報教育全体計画に沿った年間を通しての指導	・ 学級PTA ・ 教育相談	